
はじめに

人は、生まれた瞬間から死に向かい、誰もその死を免れることはできない。多くの人は他人の訃報に接したとき、哀悼の意を表するが、所詮、それを他人事と冷静に受け止める。一方、それが係わりの深い親しい人のときには、その訃報を容易に受容できない。親しければ親しいほど、その衝撃は大きい。若すぎた死、不慮の死であればなおさらである。

人は、他人の死を見取り、弔うことはできるが、自分の死に立ち会い、自ら自分の死体を取り片づけることはできない。他人にその死体を託し、片づけてもらうほかない。

死体は、生命の抜け殻であるが、遺族にとっては係わりがある親しい人の生きた証の残滓で愛着があり、容易に廃棄物として処理することはできない。死体をそのまま放置しておけば、死体は腐敗し、死臭を放ち、不衛生きわまりない態を曝け出す。こうした異常な事態から平穀な生活環境を取り戻すため、死体を速やかに処理する必要に迫られる。それが弔い、葬送である。¹¹仲間の死体を処理して弔うのは、動物のなかで人だけである。

死者、遺族および周囲の人びとの死生観、習俗、宗教的感情にもとづき、死亡の確認、葬儀（通夜・告別式）、死体の処理、供養と一連の儀礼が執り行われる。その儀礼には、死者への冥福と鎮魂の祈りおよび死体の処理がある。死体の処理特に葬法という。葬送儀礼における祈りと葬法はその役割を異にするが、相互に係わり、それを無視して執り行うことはできない。

現在、風葬、水葬、土葬、火葬および特殊な葬法が執り行われている。風葬、水葬では死体を遺棄する場所、土葬では死体を埋葬する場所、火葬では死体を荼毘に付す場所と火葬後の骨灰を処理する場所、さらに、鎮魂、慰靈、追悼のために墓碑などを建立するときには、その場所も必要とされる。いずれにしてもいくらかの土地を必要とする。

トルストイの民話で、「人にとて必要な土地の広さはどのくらいか」との

問い合わせに、最終的に死体を埋葬する場所さえあれば十分である、と語っている。²⁾ 1人分の死体を埋葬する面積はたたみ一畳分程度の広さがあれば十分であり、それ自体はさほどの面積ではない。しかし、現在の世界の人口は約67億人、³⁾ 2050年には92億人に達すると推計され、そのすべての人たちが死後に埋葬地を求めるに、死体を二段、三段と重ねたとしても、かなりの広さの土地が必要とされる。さらに、死体が自然に帰るまで永遠に埋葬するとなると、死者にその土地が占拠されてしまい、その結果、生者の土地利用が妨げられ、まさに生者と死者の有限な土地の争奪戦となる。

一方、死体の処理にともない、腐敗、伝染病などによる土壤汚染、または火葬による公害物質の排出や臭気などに起因する大気汚染と公衆衛生、その他公共の福祉の見地からの対策が求められる。

本書では、こうした課題に外国では、どう対処し、取り組んでいるかを紹介する。まず、それらの歴史的背景にある気候・風土、宗教と葬送・墓制の係わりを簡単に素描し、そのうえで世界9カ国の葬送・墓地に関する現行法制を解説する。

気候・風土との係わり（第I部1）では、現在執り行われている葬法を簡単に解説し、気候・風土が葬法に及ぼす影響に注目する。宗教との係わり（第I部2）では、ゾロアスター教、ユダヤ教、キリスト教、イスラーム教、ヒンズー教、原始仏教、儒教および道教を対象に、それぞれの聖典（経典）が綴る葬送・墓制を取り上げる。宗教の教典といわれる聖典（経典）については、各宗教に造詣の深い研究者による立派な邦訳がある。それを引用、参照させていただいた。

葬送・墓地に関する法律は、イタリア、オーストリア、フランス、イギリス、アメリカ、ドイツ、スウェーデン、ギリシア、ネパール（第II部）および中国を対象とする。なお、中国については、建国以後の火葬化政策の実施にともなう法制の経過と少数民族の葬送・墓地政策など多様な問題が提起されている。章を改め、解説する（第III部）。

葬送儀礼は、気候・風土、宗教、民族にもとづく死生観の相違から同一国内でもそれぞれの地域で異なる。そのため、国家レベルで葬送・墓地に関する法

律を一律に規制することはむずかしい。国によっては、葬送・墓地に関する法律を自治体レベルに権限を委譲し、地区の特性を活かした条例または規則で規定するか、地域の慣行に委ねている。自治体の条例、規則は、当該自治体の所在地でないと入手がむずかしい。本書で紹介する葬送・墓地に関する関係法規は、調査に赴いた際に現地の墓地行政管理部門または墓地の管理事務所のご好意で提供していただいた資料にもとづいている⁴⁾。墓所使用料などの料金については、調査時の現地通貨で表示した。なお、関係法規および料金表については、調査以後の改正には論及していない。また、現地で聴取した葬送・墓制慣行に関しては各種の文献を参照し、正確を期した。

本書は、すでに発表した論文の不十分な点を補足、訂正し、全体を統一的に理解できるように用語を整理⁵⁾、一部加筆して再構成した。

* 法律用語について

埋葬、埋蔵、収蔵、火葬、改葬、墳墓、墓地、納骨堂、火葬場、死体、焼骨、分骨：特に断り書きの無い限り、基本的に現行墓地・埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日号外法律第48号）および同施行規則（昭和23年7月13日号外厚生省令第24号）に定める定義に準ずる。

骨灰：粉末状の焼骨

墓所：建設事務次官通達昭和34年5月11日 建設省発計第25号「墓地計画標準について」第3設計1地割および2墓地にいう用語例に準ずる。個々の死体または骨灰（焼骨）を埋葬または埋蔵する一区画をいう。

発掘：死体を墓所から掘り出すこと

収納：死体または死骸を壁龕施設等に収めること

取出：収納された死体または死骸を壁龕施設等から取り出すこと

1) 養老孟司・齋藤磐根『脳と墓 I』（弘文堂、1992年）59-65頁。

2) ЛЬВА ТОЛСТОГО／藤沼貴訳『トルストイの民話』（福音館書店、1996年）137-163頁。

3) 「世界人口67億人」朝日新聞2008年11月13日付（夕刊）。

4) イタリア：Regolamento di polizia mortuaria (decreto del presidente della repubblica 10 settembre 1990. n.285.), Comune di Venezia, Regolamento comunale cimiteriale e di polizia mortuaria (28 febbraio 2000. No. 0039), Maggioli Editore, *La polizia mortuaria-Guida alla gestione funeraria e cimiteriale* (Maggioli. 2000).

オーストリア：Gesetz über die Regelung des Leichen - und Bestattungswesens (Wiener Leichen - und Bestattungsgesetz) (26 November 2002 Landesgesetzblatt Nr. 2002/43), Friedhofsordnung der Stadt Wien (25 Oktober 2001). Tarif für die Bestattungsanlagen der Stadt Wien (25 Oktober 2001).

フランス：Journal Officiel de la République Française, *Les Opérations Funéraires*

(Journal Officiel 1995).

イギリス：David A. Smale, *Law of Burial, Cremation and Exhumation 6ed.* (Shaw & Sons 1993).

アメリカ：Code of Maryland (1998 Business Regulation (Title 5 Cemeteries), Health General (Title 5 Death)).

ドイツ：Gesetz über die Feuerbestattung vom 15 Mai 1934 (DRGB I 1934), Satzung über das Friedhofs - und Begräbniswesen der Stadt Bonn vom 3 märz 1994, Jürgen Gaedke, *Handbuch des Friedhofs - und Bestattungsrechts* (Carl Heymanns Verlag KG 1997).

スウェーデン：Begravningslagen (SFS 1990 : 1144, 1991 : 496 och 873), Begravningsförordningen (SFS 1990:1147,1991:802,1992:1107,1994:1296).

ギリシア：Αθήνα. Κανονισμός Λειτουργίας τών Δημοτικών Κοιμητηρίων (17-1-1979).

中国：殡葬管理的暂行规定（1985年2月8日国务院令），殡葬管理条例（1997年7月21日国务院令第225号），民政部法规办公室编 常用民政法规选编（中国出版社，2000年）。全国人大常委会秘书处秘书组国家民委政法司／编 中国民族区域自治法律法规通典（中央民族大学出版社，2002年）。国家民委政策法规司编 中国城市保障少数民族权益法规选编（中国致公出版社，2000年）。

- 5) 明治薬科大学研究紀要（人文科学・社会科学）：「聖典（経典）が綴る死・死後の世界と葬送・墓地」36号（2006年）、「葬送・墓地に関する法律—イタリア」33号（2003年）、「同一オーストリア」33号（2003年）、「同一フランス」27号（1997年）、「同一イギリス」27号（1997年）、「同一アメリカ」30号（2000年）、「同一ドイツ」27号（1997年）、「同一スウェーデン」30号（2000年）、「同一ギリシア」29号（1999年）、「同一ネバール」33号（2003年）、「同一中国」25号，29号，31号，32号，34号（1995年，1999年，2001年，2002年，2004年）。